

郷づくり推進条例(仮称) 制定に向けたワークショップ

第1回福津市共働推進会議
2026.7.14



本日のワークショップは 「福津市共働推進会議」の場

共働

共通の目的をもった市民、事業者等及び市が、
お互いの立場や特性を尊重し、共に行動すること

みんなですすめるまちづくり基本条例



福津市共働推進会議

共働して地域自治を実現するために、
調査・審議を行う市の附属機関

- ①共働のあり方や方向性を示す指針に関すること
- ②共働の推進に向けた具体的施策に関すること
- ③市長の諮問に応じた事項

構成委員

学識経験者、未来共創会議※、地域代表、
市民代表で構成。現在9名。

※未来共創会議

つながり(社会関係資本)を生かした市民活動支援を行う

「福津市未来共創センター キッカケラボ」の業務方針や評価・改善
など、必要な審議等をする会議



調査・審議内容(R3年度～)

郷づくりに関わる条例や計画の見直しなどに関与

- ・8つの郷づくり地域 視察
- ・「みんなですすめるまちづくり基本条例」見直しの必要性検討
- ・「郷づくり基本構想」見直しの必要性検討
- ・郷づくり推進に向けた「実行プラン」の進捗確認・助言

「郷づくり」の再確認

「郷づくり」とは

「**市民が主役**の地域自治活動」



地域の人たちが協力し合い、誰もが安心して
暮らせる地域を目指して取り組む「地域自治」の活動



「郷づくり」のあゆみ

(平成14年度から平成18年度)

平成14年度～福間町で住民主体の
「わがまちづくり支援事業」がスタート

平成17～18年、8つの地域ごとに、市民の皆さんや市職員が話し合って「地域づくり計画」を策定。

平成17年1月23日
福津市誕生

「郷づくり」のあゆみ

(平成19年度から平成20年度)

平成19年度
郷づくり
スタート

平成19・20年度
協議会設立

わがまちづくりを継承し、
地域づくり計画を実行して
地域自治を実現するため
に、「郷づくり」が始まる。



生まれ育ったふるさとや人
が集まり暮らす場所のこと。
この「郷」にまちづくりへの
思いを込めて「郷づくり」と
名付けられた。

「郷づくり」のあゆみ

(平成21年度から平成26年度)

平成21年度
共働推進会議発足

平成24年度
郷づくり交流センター誕生

平成25年度
・全自治会が協議会に加入
・代表者会議発足

平成26年度
地域予算制度 導入

協議会と自治会への交付金を
一本化。
地域の実情に合わせて、事業
内容や予算を決めることがで
きるようになった。

「郷づくり」のあゆみ

(平成27年度から平成30年度)

平成30年3月
市の計画「郷づくり基本構想」
策定

平成30年度
各協議会で
「郷づくり計画」策定

協議会と市がやることを整理して、
それぞれの「将来像」を掲げた



将来像

人と地域の絆をつくる郷づくり



地域の将来像

自然・歴史と生きるまち。**みやじ**

地域ぐるみで育ち・育てる、
心豊かなまち**上西郷**

大好き **ふくま**
人と人とのつながりで 一人一人が輝くまちに

風集う なごみの里 **かつうら**

ともに生き、支え合い、一人ひとりを
大切にするまち**神興東**

住みやすい愛のある故郷・**神興**

住みたい住みよい住みつづけたい**福間南**

海と歴史、ロマンのまち、**津屋崎**。

「郷づくり」のあゆみ

(令和元年から令和7年度)

令和2年度から令和5年度
コロナ禍による活動制限

令和6年共働推進会議の答申
を受けて

郷づくりを着実に進めるため、
具体的な支援策をまとめた
「実行プラン」を作成

活動の制約緩和と支援の充実に
向けて動き出す

「魅力的で住みよいまちにしたい」
という想いを込めて、市民の皆さんを中心に
そして行政と一緒に
大切に郷づくりをつないでできた

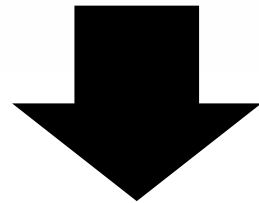


郷づくりは...

地域に
根差して
いる

継続的な
取り組み

新たな
発想

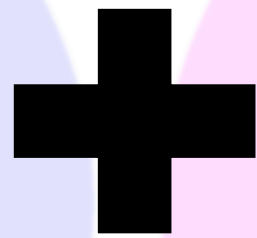


人と人のつながりを生み出している

郷づくりの必要性

暮らしを
広域で支える

小学校区単位で補完



地域を
魅力的に

楽しい・挑戦

取組みの流れ

①理念・ルールをもとに

みんなですすめる
まちづくり
基本条例

まちづくりの基本と
なる考え方を規定

②計画を立てて

まちづくり全体

まちづくり基本構想



郷づくりに特化

郷づくり基本構想
実行プラン



地域の行動計画

郷づくり計画

③行動する



【福祉】



健康サロン



健康測定会

【防犯防災】



防災グッズ制作・体験



登下校の見守り

【子育て】



田植え体験



子育てサロン

【環境景観】



松林清掃



河川の草刈り

【地域交流・活性化】



スケッチコンクール



運動会



竹灯まつり

どうして新しく条例を作るの？

条例とは

憲法



地方自治法



条例

条例は、国の法令に反しない範囲で定めることができる。

条例制定は、**憲法によって保障**された権限であって、それだけ重要で、重い価値を持つ。



だからこそ、**条例という形で、「郷づくり推進」を後押ししていきたい。**

みんなですすめるまちづくり基本条例

まちづくりの基本となる考え方を規定した理念条例。

郷づくり事業に継続的に取り組むことを担保する目的もある。

第11条 地域づくり

1 市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、おおむね小学校区域を単位とした組織「郷づくり推進協議会」を設立し、地域自治の実現に努めるものとする。

共働推進会議からの答申

郷づくりの視点から基本条例を改正する必要はないが、郷づくり推進に実効性をもたせるには、別途、郷づくり推進に特化した条例を制定すべき

令和6年3月22日

郷づくりの現状

つながりが生まれる

やってみたい！を
応援する場所

災害時の対応

地域の魅力を作る

若年層の参加が
少ない

交付金運用の制約

地域のニーズを
くみ取る

拠点に気軽に
来てほしい

郷づくりの認知度が
まだまだ

活動者の高齢化

市の支援不足

自治会加入者の減少

実行プラン(市の支援策)

柱1 交付金

財政支援・活動しやすい運用ルール

柱2 活動拠点

気軽に利用できる拠点に

柱3 人財育成・つながりづくり

多様な人たちが関わりやすく

柱4 市の関わり方

協議会に寄り添った支援

柱5 その他

- ・だれもが知っている郷づくり
- ・持続可能な自治会

その他

- ・防災意識の向上
- ・地域で助け合う体制

地域の自主的な活動をめざす市の支援策



条例の目的

条例は、郷づくりをさらに充実させて
いくための足掛かりになる



条例ができると何が変わる？

例えば・・・

郷づくりが目指す方向を明確に

【前文】

多くの市民が地域に親しみをもち、幸せを感じながら、安全・安心に住み続けることができるまちを実現するため、持続可能な郷づくりを推進し、ここに、条例を制定します。



位置付けや役割も明らかに

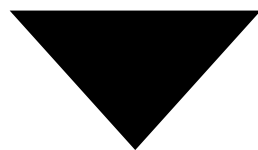
【前文】

「自らの地域は、自らの手で」という共通の意識のもと、市民が主役、市がパートナーとなり共働り、郷づくりに取り組みます。

- ・第4条(市民の役割)
- ・第5条(協議会の役割)
- ・第6条(市の役割)

第6条(市の役割)

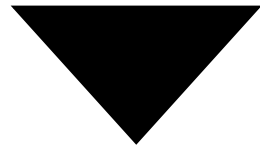
全地域への一律支援



地域の実情に合わせた支援

第8条(市の支援)

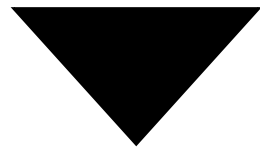
- ・適切な助言
- ・地域担当職員による運営支援
- ・財政支援
- ・学び合いや対話の場の設定



支援の根拠 = 活動しやすく

第13条(人財育成等)

- ・交流する機会の創出
- ・参画しやすい環境づくり



多様なつながりを生む

条例に基づく制度や事業の充実が
郷づくりの未来をつないでいく



香春町 採銅所地域コミュニティ協議会

キッズ
ユーザー部



「やりたい」と「できる」をマッチング

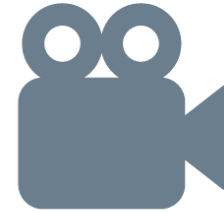
移動支援



シェアカーで地域のニーズに対応

“誰でも・自由に・楽しく”やりたい気持ちを大切にした、
多様な人材が主役の取り組み

岡山県美咲町 賢くダウンサイジング



地域と行政が一緒になって「人口減少」を「人交増加」
でカバーする取り組み

ワークショップのテーマ

条例の内容を実行していくことで

- ・こんなことができそう
- ・取り組んでみたい

ことを話し合ってみましょう

